

環境社会配慮ガイドライン包括的検討

⑥労働、汚染管理、コミュニティ

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【6.1 世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否】				
1	ESS2 資料 p2	ESS 2「雇用と労働条件」は、詳細に分類されている。プロジェクトワーカーは4分類されている。このうち、特に a)プロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、b)コントラクター雇用の労働者、c)コミュニティ労働者について、労働監理計画（Labor Management Plan: LMP）、労働安全衛生対策（Occupational Health and Safety Measure: OHSM）、苦情処理メカニズム（Grievance Mechanism: GM）の対応をすることを借入人に要求することを定めている。JICA GLでも参考にはなるが、どの程度まで踏み込んで記載するかは議論の必要がある。（コ）	山岡 委員	世銀のガイドラインは JICA のガイドライン改定のための参考資料として参照しておりますが、ご指摘いただいたとおり、JICA のガイドラインにどの程度まで反映させるかは、実務での影響などを考慮の上検討して参りたいと考えます。
2	資料 p2	苦情処理メカニズム(Grievance Mechanism: GM)で、労働者が雇用者に苦情する場合に、情報が公開されたり、その労働者が特定されると、労働者が雇用者に対してさらに不利な状況になり、労働条件の悪化や解雇などのリスクを伴うことが考えられる。その点、WB はどのような対策を講じているか？（質）	山岡 委員	ESS2 のガイダンスノート GN21.4 に「The labor management procedures include reasonable measures so that direct and contracted workers are not subjected to any form of retaliation as a result of any grievance raised. Such measures may include the need for confidentiality.」とあるように、苦情を申し立てることによってその労働者が報復等を受けないように、情報を非公開にするなどの措置が採られるべきである、とされています。 また、同 GN22.1.に「Where appropriate, consideration can be given to allowing concerns to be raised anonymously and/or to a person other than an immediate supervisor.」とあるように、（労働者が不利益を被る等の）場合によっては、匿

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>名での苦情受け付けもしくは直属の管理責任者以外への提出が適切なケースもあり得ることが想定されています。</p> <p>なお、ESF 適用案件において寄せられた苦情内容等について世界銀行のホームページでの公開は確認されていません。ご指摘の点については、情報公開の観点から運用において留意するようになりたいと考えます。</p>
3	テーマ⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー 資料 P3	<p>以下の記載の内、透明性のある手続き、や（解決できなかった場合の）訴訟プロセスで、労働者が雇用者に対してさらに不利にならないように配慮するセーフティネットなどの対策が必要である。</p> <p>「借入人は、苦情処理メカニズムを設置し運用する。苦情処理メカニズムには、多様な苦情申し立て方法、記録、透明性のある手続き、（解決できなかった場合の）訴訟プロセスについて含まれる。（ESS10 para 26, Annex 1 para 1-3）」（コ）</p>	山岡委員	<p>労働者などからの苦情について、JICA はウェブサイトにも苦情も含む総合的な通報窓口を設けており、通報が寄せられた場合にはその都度迅速に対応することとしています。</p>
4	ESS1 - 13.14.15.16	<p>Indicative outline of ESIA (d)baseline data 及び Indicative outline of ESMP (c) capacity development and training における注意事項は日本でも吟味できるのではないかと考えられます。（コ）</p>	石田委員	<p>ご指摘いただいた点については、第4回包括的検討でもご助言いただいている通り、現行の JICA GL との関係を整理し、必要に応じて改定のための検討課題に加えることを考えています。</p>
5	ESS2、ESS4、三種類の事前資料、レビュー調査 4-22	<p>OHSM や Hazardous Waste/Materials Management の策定がなされた後は、その実施の適切性についてモニタリングする活動を一層強化していく必要もあるように思えます。（コ）</p>	石田委員	<p>コメントいただいたとおり、行動計画が策定されたものについては、実施機関による適切なモニタリングを行うことが重要であると考えます。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
6		<p>労働環境の改善、安全で安心できる労働環境の構築は ESSに加えて分野ごとの国際条約を参照にして、加えて、労働者の居住施設を整える等の包括的な方法が図られるように、当該国へは申し入れていく、提言する、等のことが必要ではないかと思えます。（コ）</p>	石田委員	<p>コメントいただいたとおり、適切な労働環境の整備は必要であると考えており、実施機関を含む当該国政府に対しても、協議や契約書の取り交わしなどを通じて申し入れを行うこととしています。</p>
7	論点 6.1 資料 2P	<p>SDGs やビジネスと人権原則が国際的に議論されるなかで、JICA は、中長期的には、世銀の ESS2 が採用する労働条件部分だけを排除するのは困難でないかと考えられる。同時に、GL がこれまで議論してきた児童労働とか、女性保護とかの分野では実績があるものの、仮に、労働三権の保障や男女同一賃金といった具体的な労働条件内容について、とりわけ海外投融資の部分での適用を実質確保できるのだろうか、不安である。しかし、ESS の労働項目だけを、選択的に排除する自由は、世銀から推奨されていないのでないか。</p> <p>国際機関とは異なる一国の援助実施機関としての JICA の活動範囲が、制約を受ける結果になってしまうのではないかと懸念される。JICA の GL の制度的裏付けについて、単なる貸し付け条件の一部に過ぎないのか、JICA の内部規範の域外適用に過ぎないのかといったことさえ、懸念材料になってしまう。これは、JICA が国際機関とは異なるために生じた永遠の課題かもしれない。</p> <p>GL が、實際上、世銀レベルの水準を保っているかどうかとの議論とは別内容である。できれば、他の先進諸国</p>	作本委員	<p>JICA は環境ガイドライン改定の参考資料として世銀の ESS2 等を参照しております。労働者の労働条件については実施機関がコントラクターを雇用する際の契約約款(GC)の中に具体的な記載があり、コントラクターがそれらを順守することが求められています。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		の対外援助機関とそのGLの実施根拠等を予め比較整理しておく必要がある。（コ）		
8	2P	<p>雇用と労働条件についてESSは、労働者を4分類されているが、GLの下で、これまで労働者全体をかように区分する作業はなかっただけでなく、すべての範囲の労働者の労働条件についてまで論じることもなかった。</p> <p>GLの下で、域外の労働者からの地元住民への安全や衛生の視点から、HIV持ち込み等の議論はあったものの、労働者自身の安全衛生や人権的配慮に基づく議論はまずなかったといえよう。このESSでは、ここで表記されているa)とb)のグループには、労働監理計画（LMP）、労働安全衛生対策（OHSM）、苦情処理メカニズム(GM)の適用、c)のグループには、プロジェクトの性質規模に応じたLMPとOHSMの一部、d)のグループには、限定的に、児童労働や強制労働、労働安全面に重大な欠陥が確認された場合の改善措置要求が規定されている。いずれにせよ、広範かつ詳細な労働者管理の対策が求められることとなり、特にサプライチェーンの労働者d)を含めている点は特徴的であり、好ましい条件とはいえるものの、かなり厳しい条件なのでないかの印象を持つ。JICAは、過去に、借入国の労働法規や実態までにわたり、具体的な調査を行った事例はとて少ないのでないか。他方、AIIBでは、本土の中国人労働者を相手国の工事現場に多数動員する話を聞いており、むし</p>	<p>作本 委員</p>	<p>コメントいただいたとおり、国際標準に立った労働条件の改善は重要であると考えております。JICAでは従来より、コントラクター（サブコントラクター及びサプライヤーを含む）の労働者の労働条件について、実施機関がコントラクターを調達する際の契約約款(GC)に含めることにより、一定の適切な労働条件が確保され、それらが実施機関によりモニタリングされるよう制度を整備しております。また、労働者などからの苦情について、JICAはウェブサイトにも苦情も含む総合的な通報窓口を設けており、通報が寄せられた場合にはその都度迅速に対応することとしています。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		る国際標準に立った労働条件の改善が重要な課題である点を、容易に想像できる。（コ）		
9	2P	LMPには労働者側の労働三権をも含む雇用条件が想定されている。b)の場合には、股下請けのコントラクターの何処までが含まれるかが、不明である。また、労働者関連のLMP計画とOHSM対策といったような文書作成の準備だけでなく、実施面の確保に連動できる仕組みがあるのかとどうかといった疑問が沸く。この場合、労働紛争に発展する場合は多いと予想されるが、苦情処理プロセスだけでは十分な紛争解決を期待できるはずもなく、労働委員会の設置有無や裁判所の役割、裁判外の紛争解決（ADR）等の司法的・非司法的な制度有無やその信頼度が課題となろう。（コ）	作本 委員	コントラクターとコントラクター要員の間で労働紛争などになった場合は、当事者同士で解決するものと考えます。世銀LMPはそれをなるべく防ぐものと理解します。
10	3P	JICAのGLとIFCとの間で労働分野でのギャップが生じていないかについて、さらにビジネスと人権の視点が加わると、国家の義務や事業者の責任が問われることになるので、予め相手国の法制度との比較対照を行い、整理しておく必要がある。JICAのGLの立場としては、ESSなのかIFC基準の適用なのかの適用の狭間に入らぬように、投融資関連の事業では特に注意を払うべきかと思われる。例えば、借り入れ国がILO条約等を批准しておらず、労働関係立法の内容が後進的であったような場合、JICA側は、相手国政府任せで対応できる	作本 委員	労働条件については相手国／実施機関とコントラクターの間で契約に基づき設定、管理されることとなっています。JICAのガイドラインが適用される案件については、相手国の法律の熟度に関わらず、JICAが求めている一定のレベルで事業を実施するよう、契約書に記載されます。なお、海外投融資については、現地法令の順守について出融資契約で義務付けております。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		のかどうかも含めて、検討の必要があるかと思われます。（コ）		
11	2P	LMP 作成との関連で記載すべき雇用条件が例示されているが、労働時間、超過勤務、男女同一賃金、休暇制度、年金等について、制度上の不備や不平等があった場合、あるいは賃金格差等が明らかになった場合に、JICA は、仮に雇用実施が相手国の判断任せとなっていたとしても、b)やC)のレベルとの関連で、相手国の労働法関連の国内法規にまで言及して、改善等を要請できる立場にあるのでしょうか。この場合、現地の最低賃金法を専ら参照している日系民間企業が多い中で、JICA は、投融资関連事業の現地展開を、適切に実施できるのでしょうか。（質・コ）	作本委員	相手国／実施機関がコントラクターを調達する際は、JICA が作成している標準入札書類の適用を求めており、契約内容についても標準入札書類と乖離がないか JICA で確認しております。同標準入札書類に含まれる契約約款(GC)には、国際基準に則った基本的な労働条件についても記載されています。契約後の労働者などからの苦情については、JICA はウェブサイトにも苦情も含む総合的な通報窓口を設けており、通報が寄せられた場合にはその都度迅速に対応することとしています。なお、海外投融资については、現地法令の順守について出融資契約で義務付けております。
12	2p.	<p>1. ESS 2「雇用と労働条件」の適用対象である4分類の“労働者”とは、工事等の現場で実際に働く労働者≒作業員のみならず、管理者や事務員などを含むすべての職種をカバーすると理解してよいのか。</p> <p>2. 同様に、b)“コントラクター”という言葉には、工事請負契約者に限定されず、施工管理を行うコンサルタント会社や住民移転などを支援する NGO などとも含まれると理解してよいのか。</p> <p>3. d)の“一次供給者（primary suppliers）”をb)のコントラクターとは別に分類に入れる理由は何か。</p> <p>JICA GL の改定にあたって、「労働環境」の部分におい</p>	谷本委員	<p>1. ESS2 3.の記載に基づけば、4 分類の労働者についてはフルタイム、パートタイム、季節労働者等を含むとのこと。明確な記載はガイダンスノート等にもございませんが、管理者や事務員等も含むと考えられます。</p> <p>2. ご理解の通りの整理です。</p> <p>3. d) 途上国政府と契約するコントラクター等に対して資機材などを納入するメーカー等のことを一次供給者と整理し、その一次供給者が雇用する要員のことと理解しています。サプライチェーンを通じて労働者を守ろうという昨今の潮流を踏まえたものではないかと考えます。</p> <p>ご指摘の通り、用語の定義等については整理した上で議論を進めてまいりたいと思います。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		て世銀の ESS 2 を参照する場合には、使用されている用語の定義や内容・範囲なども何らかの形で示すことが必要ではないか。（質）		
13	3p. & 4p	<p>1. JICA GL（別紙1「検討する影響の範囲」）に記載ある「労働環境（労働安全を含む）」という言葉で、世銀 ESS や IFC の PS に含有される概念は網羅されると理解できる。</p> <p>2. JICA GL の改訂版では、必要ならば、“（労働安全を含む）”の箇所に労働安全衛生対策といった事項を書き加えればよいのではないかと。さらに、「労働環境に面で懸念が発生する可能性がある場合には、「世銀 ESS2 労務管理手順（LMP）、労働安全衛生対策（OHS）を参照と注記を加えることで十分といえよう。（コ）</p>	谷本委員	ご提案ありがとうございます。労働安全衛生を含む労働環境は契約約款(GC)において一定の対応が求められています。
14	PPT4	<p>労働者の4分類ですが、実際事業を実施する現場では、類似の観点から作業を見込んでいると思われるので、個々の企業や労働者等との契約単位では何らかの類似の労働者の分類が行われているものと推察されます。しかし、事業全体の単位で LMP、OHSM、GM を担保するところまでは行われていないのではないのでしょうか？現実的にどこまで可能かは、個々の事業の契約等にもかかわる部分かと思いますので検討が必要と思われるかと。（コ）</p>	林委員	JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)及び実施機関とコントラクター等の契約約款(GC)において一定の対応を求めています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
15	スライド2	労働監理計画(Labor Management Plan: LMP)と ESS2 の労務管理手順(labor management procedures) は同じと考えてよいですか？（質）	織田委員	失礼いたしました。Labor Management Procedure が正しい英語表記です。スライドの該当箇所を訂正します。
16	スライド2	労務管理手順は労働者の雇用に当たって基本的基準を示したものであり必要である。とりわけ ESS2 para13. 「差別の禁止および平等な機会」は、雇用と待遇における平等原則に基づいていることを鮮明にしているばかりか、ハラスメントの防止や取組も示していること、さらに GN13.4 では、差別的な扱いやハラスメントが、ジェンダーを軸に起きやすいことに注意を喚起しており、それによって ESF の Vision 4. に示された世銀の取組み約束を具現化している。GLにおいてもこれらの点を明示することが望まれる。（コ）	織田委員	契約約款(GC)にて差別の禁止及び平等な機会の対応が求められています。
17	スライド2	労働安全衛生(OHS)対策を GL に含めることは当然であるが、中でも OHS 委員会の構成員に関しては、GN25.3 にあるように、女性労働者のニーズに対応するために、性別バランスを考慮することは重要である。GLにもそのことを明記し注意を喚起すべきである。（コ）	織田委員	上記 16 番の回答ご参照ください。
18	スライド2	ESS2 para35 のコミュニティ労働者に関し、GN35.1 では、年齢、ジェンダー等への配慮の必要性に注意を喚起している。GLにおいてもこれらの点を留意事項として明記すべきである。（コ）	織田委員	JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)の中で、実施機関に一定の対応が求められています。
19	スライド2	ESS2 para 42 では、一次供給者に雇用されている労働者に対する安全リスク要件に関し、一次供給者に遵守を	織田委員	前者のご質問について、ご理解のとおりと考えています。ESS2 においては、借入人が一次供給者の労働者が安全確保できないと判断する場合は、計画策定やモ

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		要求できない場合、一時的に、リスク要件への対応が可能な一次供給者に変更できると読めるが、その理解で間違いないか？ もしそうであれば、力のある一次供給者に集中し、要件を遵守できない弱小一次供給者は改善の機会を失い、ますます周辺化されることにならないか。安全リスク要件に応えられない弱小な一次供給者の能力強化を支援できるように、必要な場合には、借入国に対し支援するとした方が公平な裨益につながるのではないか。（質・コ）		ニタリングを求め、それでも担保できない場合は、一次供給者を変更するという記載になっています。ご指摘のようなことを踏まえて、まずは計画策定やモニタリングを求めているのだと考えます。 コントラクター、サブコントラクターに関わらず、工事安全についてはODA 建設安全管理ガイダンス等で、労働安全衛生については契約約款(GC)で一定の対応が求められています。
20	P4	ESS2の要求水準と一致しない部分があるとしても、これまでの JICA 協力業務の中でも、労働者への配慮や労働安全衛生に対する配慮は GL を通して事業の規模や性質に応じて検討され、必要な対策が実施されてきていると思われまます。その中で、環境社会配慮に関連したドキュメントとして LMP や OHSM に関する（あるいはそれに類する、準ずる）内容が記載され、記録として保管されているということはないでしょうか。（質）	柴田委員	JICA GL 別紙 1 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「検討する影響の範囲」には「労働環境（労働安全含む）との記載があり、上記に基づき事業毎に環境チェックリストにおいて状況の確認がなされています。
21	P4	これまでの業務に加えて LMP 作成の支援を行った場合、環境社会配慮の確実性と説明責任の確保と言う観点で意味があると思われまます、その新たな業務が協力事業全体にネガティブに作用する場合は考えられまますか。（質）	柴田委員	LMP に該当する内容はすでに JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項 (GTC)、実施機関とコントラクターの契約約款(GC)にて一定程度含まれています。これ以上の追加文書の作成を求める場合、作成のための時間・コストが必要となり、工期延長と事業費の増加が予想されまます。
22	P4	世銀 ESS にならった労務管理手順(LMP)や労働安全衛生対策(OHSM)の GL への記載は、JICA 協力事業におい	柴田委員	ご理解の通り、ガイドラインに直接的記載はありませんが JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)、実施機関とコントラクターの契約約款(GC)

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		て、環境社会配慮の確実性と説明責任の確保と言う観点で意味があると思われます。他方、これまでの GL に則った業務においても、これらの内容は一定の範囲はカバーされてきていると思われます。そこで、これまでの業務でカバーできてこなかった内容（特にコミュニティ労働者、一次供給者が議論になるでしょうか）を中心に、新たな GL の中で適切に対応できる方法検討することが有意義と思われます。（コ）		にて LMP、OHSM の内容が一定程度含まれており、コミュニティへの一定の配慮を求めています。
23	p.2	現行の JICA ガイドライン（GL）では、労働者の区分を明確にしていなかったため、ESS2 を参考に区分を検討すること。その際、b) と c) の区分が判然としないため、c) の位置づけを明確にする必要がある。（コ）	村山委員	労働者について、a) は JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)にて、b), d) は実施機関とコントラクターの契約約款(GC)にて区分して記載されています。上記契約文書にてコミュニティへの一定の配慮を求めています。
24	p.2	労働者の範囲として d) まで扱う場合、資材の製造や資源の採掘を含めて、サプライチェーンを考慮する必要があることから、事前に対応を求めるのか、事後的に重大な欠陥が発覚した場合の措置を求めるのかについて、検討しておいた方がよい。（コ）	村山委員	ご指摘の点については、JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)、実施機関とコントラクターの契約約款(GC)での事前の対応を基本としつつ、これら文書にてクレーム条項を含めることで事後的に対応することも可能としています。
25	p.2	JICA GL の中で、①LMP、②OHSM、③GM を求める内容を何らかの形で追記することを検討すること。その際、①、②についてはどのような基準で配慮するか検討する必要がある。（コ）	村山委員	JICA ガイドラインではなく、JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)、実施機関とコントラクターの契約約款(GC)にて一定の LMP, OHSM, GM の内容を含めています。これらは国際基準(FIDIC) に基づく内容となっています。
26	p.2	① の LMP に含まれる内容のうち、「労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件」の部分は環境社会配慮とは別の区分で扱われている可能性	村山委員	ご理解の通り、LMP の内容はガイドラインではなく JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)、実施機関とコントラクターの契約約款(GC)にて一定程度定めています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		があるため、JICA がこれまで扱ってきた内容との整理を行うこと。（コ）		
【6.2 世銀 ESS3 有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理に係る要件の参照の要否】				
27	資料 P4	JICAGL では、「プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない」としているが、実際には、事業開始前に大気、水、土壌、廃棄物などが当該国の基準を満たしていない事例がある。このような状況に対して、JICA が相手国等にどのような意見や協議をしているのか？（質）	山岡委員	ご指摘の点については、事業開始前に基準値超過が認められた場合、その要因について確認は行い事業実施に伴う追加的影響を評価・緩和策検討を行い、相手国内で EIA 等が承認されることをもって法令等の遵守が行われていることを確認します。
28	資料 P4	上記（NO.27）に関連して、計画段階（建設前）の事業では事業開始前のデータをベースラインとすべきであり、当該国の基準を満たさない状況の改善は借入人が対象事業とは別に責任を負うことを明確にした方が良いと考える。	山岡委員	ご指摘の通り、建設前に既に汚染対策が必要な状況については、JICA 事業による追加的な負の影響を最小化するための緩和策の検討を中心に実施しています。
29	ESS3 para21-25 および、資料ページ 2	レビュー報告書では、安全性に課題がありそうな殺虫剤を使用しない、安全性への懸念が十分に示されているように思えます。 そのうえで、ESS ではより具体的な人体への安全性確保に関わる対策がしめされていて、さらには、そのための訓練や気付きについても生態系への悪影響を軽減することと同様に記述されているので、それらについても検討をしてほしいと思います。（コ）	石田委員	ESS3 に含まれる項目については、現行の JICA GL の別紙 1「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「検討する影響の範囲」に含まれ、また上記に基づき事業毎に環境チェックリストにおいて状況の確認がなされています。引き続き ESS に求められた質の確保を行っていきたいと考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
30	ESS3 para21-25 および、資料ページ2	<p>病虫害コントロールの適切性、および、害虫対策の安全性については、環境社会配慮委員会で扱う課題として登場することは少ないですが、JICAは農業開発の協力事業を多く扱っておられるので、技プロや無償援助などにおいてより関心や関りが深い項目だと思われます。</p> <p>JICAのGLは全ての協力活動に適用されると思われるので、GLの安全性の項目で（別紙？）記載を行い注意を促すとともに、ESS3やEHSGの産業分野ごとのガイドラインの研究を深めて、分野ごとの安全性ガイドライン的なモノを探ることも必要ではないでしょうか。（ガイドラインにどこまで記載するかは検討が必要と思われる）（コ）</p>	石田委員	<p>病虫害コントロールにあたってコントラクター等が薬剤を使用する場合は、当該国や国際的な基準に従って使用することになっています。</p> <p>環境社会配慮ではなく、技術協力の一環として、実施機関に対し、病虫害コントロールのための薬剤使用の適切性を確保するための研修なども行っています。また、農産物の出荷にあたって残留農薬を検査するような技術協力も一部の国で行っています。</p>
31	ESS3 para21-25 および、資料ページ2	<p>病虫害コントロールやマネジメントは農業関連のインフラ整備案件における作業員や農家の安全性だけでなく、農業開発における必要項目として、FFS（Farmer Field School）等の農民参加が確保される場で普及や教育に取り組むことが、開発の対象者（住民、農民）の能力強化にとって有効であると思われるので、病虫害管理計画の策定とその実施には農家ら受益者の参画を計画してほしいと思うところです。（コ）</p>	石田委員	<p>圃場を直接整備する事業の数は非常に限られていますが、一般論として、現行のJICA GLにおける農業分野の環境チェックリストでは農薬管理計画の策定や実施についても検討を要請しています。また、農薬使用についての技術協力はこれまでも実施しているところです。</p>
32	論点 6.2 資料 3P	<p>世銀 ESS3 関連で、有害廃棄物、有害化学物質(配布資料では、「化学有害物質」の表記を使っているが、一般には「有害化学物質」と呼ぶべきであろうか)、害虫管</p>	作本委員	<p>ご指摘の課題は、環境社会配慮のみならず、技術協力などを通じて先方政府の能</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>理に係る要件を GL 中でも考慮すべきかとの論点であるが、これらが重要な点であることについては異論がないものと思われるが、JICA 側は、これらへの対応を部分的にせよ、既に、実施してきているといえよう。これらを ESS の記述方法に沿って GL に明記した場合に、いかなる重複と新規の効果が生じるのか、予め検討しておくべきかと思料される。</p> <p>例えば、有害廃棄物については、GL は「廃棄物」として既に取り込んできたといえるが、特に指定された有害廃棄物の種類と処理方法に関しては、借入国側で十分に法整備されているかどうか問題となるといえよう。因みに、インドネシアでは、環境問題への初期段階から、有害・有毒・危険廃棄物の 3 種を B3 と称して、その回収方法のみならず、国の指定機関においてのみ処理が可能であり、指定された方法による厳格なシステムが既に確立してきたといえるが、他のアジア諸国が同水準にあるとは必ずしもいえない。タイのように医療廃棄物の処理方法を厳しく管理する国もある。さらに、一般廃棄物処理の問題は、多くの途上国において、有害廃棄物問題に劣らず、対応困難な今日的な共通課題である。</p> <p>有害化学物質管理に関する大半のアジア途上国の現状は、なおも国際的な標準を参照に自国の有害廃棄物の種類を指定できるか程度の管理レベルに留まっており、有害化学物質の生産・運搬・保管・処分のすべての工程を</p>		<p>力の向上を目指すものと考えます。なお、土壌汚染は、現行の JICAGL の検討の対象となっています。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>管理できる程の情報収集能力や管理能力がないといえよう。先進国では、ナノテク・レベルでの有害化学物質規制や遺伝子交換技術が議論となっているが、やはり大半の途上国の対応能力は、十分な管理レベルから程遠いといえよう。因みに、世銀は、ESS3の17番では、有害廃棄物と非有害廃棄物に区分けして対応する姿勢を示している。</p> <p>ESS3の12番が述べている土壌汚染の問題こそは、今後の重要課題の一つとなるのではないかと考えられる。土地取引における評価には重大な影響を与え、またコミュニティーへの安全リスクの観点で、重要な課題かと思われる。12番が「歴史的な汚染」（historical pollution）と述べる場合の代表例は土壌汚染だと思料されるが、GLに「土壌」を対象項目に含めてはいるが、GLにおいて、供与後のさらに譲渡段階における土壌汚染の可能性までは、あまり議論してこなかったものといえよう。土壌もリスク面の影響評価を要求される項目の一つであろう。（コ）</p>		
33	2P	<p>ESS3のパラ22番、23番に記述によると、「害虫管理」とされているが、農業用の殺虫剤管理の視点に立っているものと見られ、いわゆる廃棄物の範疇には入らないから、別途区別して、規定しているものと考えられる。国際的に禁止されているDDT等のような殺虫剤禁止といった事例ならば分かり易いが、「重大な害中管理が生じるプロジェクト」については、JICAのAカテゴリー</p>	作本 委員	<p>事業そのものが害虫発生を伴うもの、あるいは害虫発生のもととなりうる場合は、JICAGLの対象となると考えますが、工事中に起きうる害虫発生は、コントラクターの責任の範疇と考えます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>リー事業からの適用事例は推測しづらく、むしろ、JICAが行う農業支援事業などで（灌漑関連事業は、これまでAカテゴリーにも含まれていた場合があったかと思うが）注意すべき項目かと考えられる。殺虫剤や農薬管理を含む有毒物質や危険物質等への各国での括り方は異なっており、「害虫管理」（計画策定も含む）を中心にしたESS3のような整理方法が最適なのかどうかは、GLとの関係で悩むところである。</p> <p>ただし、配布資料⑥の2pが指摘するような害虫駆除製品関連の投融資事業といった場合もあり得るので、この場合には、本配布資料が指摘するように、害虫管理計画の作成を借入人に要求する方法で、将来のリスク回避に備えることが可能であろう。これも、従来型の影響回避とリスク回避のどちらを重視するのかに関わる課題の一つといえよう。（コ）</p>		
34	3p. & 5p.	<p>世銀が、ESS3において 有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理を特に取り上げるには、それなりの危機感があるからであろう。</p> <p>JICA GLの改定にあたっては、これらの項目への対応が不可欠と見込まれる場合には、例えば、現GLの「別紙1「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」」において、「必要と判断される場合には、世銀のESS3を参照」という文言を加えてはいかがだろうか。（コ）</p>	谷本 委員	必要と考えられるセクターのチェックリストにおいては、ESS3に関連する項目についても確認が行われています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
35	5p.	現 GL の別紙 1 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「検討する影響のスコープ」 1. 環境社会配慮に関して…の文言は、GL の改定にあたっては、前段の自然環境部分と後段の社会環境部分とを段落分けて整理してはいかがか。（コ）	谷本委員	ご指摘頂いた点については、ガイドライン改定の議論の中で整理できるよう、検討させていただきます。
36	PPT6	JICA の環境チェックリストの配慮項目にて、害虫管理が位置付けられた事例では、通常 IPM(総合的病害虫管理)の考え方のもとで実施されているのでしょうか？もし、そうでなければ IPM の考え方について、GL 内のいずれかの個所で触れる必要があるのではないのでしょうか？（質）	林委員	上記 29 番の回答をご参照ください。
37	PPT5	ESS 3 「効率的な資源管理と汚染防止」に記載のある汚染物質の排出や有害・一般廃棄物の取り扱いの基本的な考え方は、処理の優先順位を明確にしているという点で重要と考えます。JICA の GL 関連文書やその他 JICA の取り組みの中で、このような処理の優先順位に触れているものはありますか？もしなければ、当規定の必要性について議論が必要と思います。（コ）	林委員	ESS3para17 のことと承知しました。ミティゲーションヒエラルキーと同様に記載をどのように扱うかを検討したいと考えます。
38	P3	論点 6.1 の質問と重なりますが、ESS3 の要求水準と一致しない部分があるとしても、これまでの JICA 協力業務の中でも、有害廃棄物や病害虫に対する配慮は GL を通して事業の規模や性質に応じて検討され、必要な対策が実施されてきていると思われれます。その中で、有害物	柴田委員	ご理解の通り、個別事業で必要に応じた検討を行っております。現行の JICA GL 適用となった案件のうち「環境社会配慮ガイドラインレビュー調査」においては有害物質廃棄物や病害虫に係る影響が問題となった事例は報告されていません。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		質廃棄物や病害虫の影響が問題になった事例などはありますか。（質）		
39	P3	化学有害物質の管理について、相手国または日本国の基準に照らし、可能な限り厳しい方の基準で対策が取られてきたと理解していますが。一方で、「国際的に認知された基準」に基づく「国際的に禁止されている」あるいは「国際的に有害性があるとされる」化学物質についての判断は、必ずしも相手国や日本国の基準と一致しない場合があると考えられます。予防原則を踏まえた欧州の化学物質管理に関する基準などと、JICA 協力事業に適用される化学物質の基準において、乖離が生じたことで課題が発生したことはないでしょうか。（質）	柴田委員	化学有害物質の管理が必要と考えられる個別事業においては、相手国及び日本の判断基準とともに国際的な見解についても可能な限り情報収集を行っています。上記 38 番回答の通り、これまでにこの観点から問題になった報告はありません。
40	P3	有害化学物質の配慮においては、日々内容が更新され、新たな化学物質とそれらが関係する製造、運搬、保管の場面が追加されています。これらの動きに対して、ベンチマークをどのように設定して、いかに適切に対応できるかを、新たな GL では検討する必要があると考えます。（コ）	柴田委員	ご指摘の通り、ESS3 に示されている質の確保については個別事業での検討を行っていきたいと考えます。
41	p.2	現行 GL は、どのような基準で有害廃棄物／有害物質／害虫管理を扱うかは触れていないため、ESS3 にある「国内法または EHS ガイドラインのどちらか厳しい方の要求水準と対策をとって緩和する。」といった表現を参考に追記することを検討すること。（コ）	村山委員	他の環境項目と同様に、当該国・国際的基準・日本基準を比較し、実態を踏まえて事業毎に対応を決定します。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
42	p.3,5	「化学有害物質」という表記は、ESS3の Management of chemicals and hazardous Materials の関連と思われるが、化学物質全般と有害物質という意味なのか、有害化学物質という意味なのか判断としないため、確認しておいた方がよい。（コ）	村山委員	ESS3 19には以下の通り記載があり、「国際的に取引や利用者等が禁止／規制されている化学物質と有害物質を指していると考えられます。 （前略）chemicals and hazardous materials subject to international bans（後略） ガイダンスノート 19.1によると、「避けるべき化学・有害物資については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、モントリオール議定書、モントリオール議定書キガリ改正、水俣条約、バーゼル条約等関連する国際条約の中に記載されている。」と記載されています。
43	p.5	「GL 別添の「環境チェックリスト」にてセクター毎の必要性に応じた有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理の配慮項目が含まれている。」とされるが、同チェックリストには ESS3 で扱っている有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理は明示されていないため、チェックリストの表記を含めて検討すること。（コ）	村山委員	上記 31 番回答の通り、現行の JICA GL における農業分野の環境チェックリストでは農薬管理計画の策定や実施についても検討しており、廃棄物分野では有害廃棄物、危険物の処理、衛生害虫に係る検討項目を設ける等、セクターの特性と必要性に鑑みチェックリストにて整理されています。
【6.3 世銀 ESS4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加】				
44	資料 P3	保安員（Security Personnel）の設置は、住民やコミュニティの保護のために有効であり、計画時点で、借入人と利害関係のない者を選定する必要がある。（コ）	山岡委員	ご助言ありがとうございます。保安員の選定方法について、留意してまいります。
45	ESS P19	ダムに関する ERP として、「水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムについて、GIIP に従い、キャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じる。」ことが示されている。GIIP は（other relevant） Good International Industry Practice であり、以下のように定義されている “defined as the exercise of professional skill, diligence, prudence, and foresight	山岡委員	ご指摘頂いたダムをはじめとする構造物の安全性配慮及び評価については、技術面での計画策定・設計の一環として取り扱っていますので、環境社会配慮ガイドラインの枠外として位置付けたいと考えます。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>that would reasonably be expected from skilled and experienced professionals engaged in the same type of undertaking under the same or similar circumstances globally or regionally” .このような GIIP が整備されていると、安全性確保の評価に役立つ。（コ）</p>		
46	ESS	<p>GIIP はダムだけでなく、動植物やコミュニティの健康や安全など幅広い分野で活用する新たな概念として ESS では用いている。そのために、借入人は能力の高い専門家を雇用しなければならない。途上国で適切な人材が確保できるかという問題もある。JICAGL でこのような手法を用いることを記述するかは議論の余地がある。</p>	山岡 委員	<p>事業の円滑な進捗に向けた専門家の雇用要否等については、個別事業の計画段階において検討してまいりたいと考えます。</p>
47	ESS P48	<p>ESS4-Annex 1. Safety of dams において、ダムの安全性評価を詳細に規定している。世銀は、ハイダムのリスクを環境影響として従来から捉えている。「ダムの建設及び運営におけるリスクとして、設計とダムサイト周辺環境があり、リスクは構造要素や社会経済要因、環境によって変わる」、としている。すなわち、技術や環境、社会経済など広範囲な知識と専門性に基づいてダムのリスクが分析されることになる。そのために借入人は、GIIP に従った専門家を雇用し、さらに、独立した専門家パネルとも契約し、パネルの評価も要求される。重層的なダム安全評価システムを世銀は求めている。</p>	山岡 委員	<p>上記 45 番の回答ご参照ください。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		これだけで、相当規模で重要なプロジェクトに相当するので、EIAに含むよりも、別途ダム安全評価（プロジェクト）などとして扱った方が理解しやすいと考える。 （コ）		
48	ESS4 資料 P3	病害虫については、途上国における昆虫の一斉発生で地域に多大な影響を与える例があるため、病害虫に抗力がある（resilient）な農業の計画と実施、統合的病虫害管理を農民および地域の行政に紹介導入していくことも重要であると思われます。	石田 委員	論点 6.2（ESS3）に係るご指摘と理解いたしました。 上記 31 番回答ご参照ください。ご指摘の通り、個別事業の特性に応じて対応しております。
49	資料 P2,3	「衛生」という用語が使われていますが、communicable/non communicable disease への配慮も ESS4 では見られますので、「健全さ」や「健康」という用語ではどうでしょうか。（コ）	石田 委員	特に衛生という用語にこだわりはありません。「健康」に置き換えて問題ないか検討します。
50	資料表紙、 P4	「保安員リスク」とは、保安員が地域に与えるリスクのことですか。（質）	石田 委員	ESS 4 本文では以下のように記載されておりますが、「保安措置によって事業実施地内外のコミュニティにもたらされるリスク」と解釈しております。 ESS 4 24.（前略）it will assess risks posed by these security arrangements to those within and outside the project site.
51	資料 P2,3、 レビュー調査 P4-22、 ESS4、IFC Performance Standard4、 IFC	レビュー調査および事前資料に記載されていることに加えてコミュニティの健全さと安全に関する配慮事項が世銀及び IFC の資料には書かれているので、それらをレビューして、これまでの JICA 環境社会配慮の実践での経験を加味して、採用すべき項目をリストアップすることが望ましいかと思われます。	石田 委員	ESS 4 にて記載されている点のうち、環境社会配慮ガイドラインの枠組みで検討されるものについて、検討してまいりたいと考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	Guidance Note4	必要に応じて、GLの別紙として掲載することも考えてみることも可能かと思われます。（コ）		
52	IFCのリソース書類	コミュニティからの参加が欠かせない開発事業であることから、Stakeholders engagement 等についてのガイドライン（或いはマニュアル）は、計画者、実施者、モニタリング評価者が必要なガイドラインとして参照していただきたいと思います。（コ）	石田委員	ご指摘の点に係る資料の該当箇所が見当たりませんが、Stakeholders Engagementについては既に第5回包括的検討で議論させていただいた通りです。
53	論点 6.3 資料 2P	ESS4に含まれる環境社会配慮項目の中には、GLに含まれない事項が含まれているとのご指摘ですが、GLの表現上の問題はとまれ、JICAが既に配慮を一部または全部実施してきている項目も多々含まれているものといえる。全くの新規項目として注目されるのは、「緊急時への対応」（Emergency Preparedness and Response）と「保安員リスク」程度でないだろうか。JICAの個別案件で、この緊急時への対応を議論してきた事例は少ないと思われるが、ESS4の19番に指摘されているような自然的あるいは人工的なハザードとして、火災、爆発、漏出または流出といった内容は、今後のJICAの民間事業やダム建設等でも十分予想される内容であり、GLの新規配慮項目に同じ文言で明記すべきかどうかはわからないが、恐らく追加の方向に議論が傾斜すると予想される。 ただし、これらを追加する場合には、同ESS4の20番に指摘されているとおり、リスク管理の視点をも組み入	作本委員	ERPについて、自然災害含む不測事態への対応に関してはODA建設工事安全管理ガイドランスの中で必要な対応を一定程度定め運用しています。保安員リスクに関しては、環境チェックリストにおいて配慮項目として含まれていますが、引き続き質の確保に留意してまいります。これら事項についても、現在行っているとおりガイドラインとは別に配慮事項を定め運用（実施機関やコントラクターに対応・配慮を求める）することを考えています。 また、リスク管理については事業全体のリスクや留意点を調査時に分析し事業計画に反映、実施段階にてモニタリングすることとしています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>れる必要が生じるであろう。これまでのような影響評価だけでなく、リスク管理の立場も含めた Risk Hazard Assessment (RHA) や Emergency Response Plan (ERP) の作成が前提になると考えられる。今回の GL 改訂において、かようなリスク管理的な対応をどこまで取り入れるべきかとの判断が JICA 側においても必要であると考えられる一方、「世銀との乖離無し」の従来原則に立った場合には、「緊急事態対応」の項目対応は避けて通れないものと考えられる。JICA の既存実績も含めて、将来の導入方向に向けて、さらに整備していくことが望ましいと考える。</p> <p>ESS4 の Annex1 にはダムの事例が紹介されているが、私どもにとっての卑近な例として、原発事業に伴う爆発事故や汚染水漏出等、資源開発と地滑り事故、送電線の倒壊、ダムの決壊、トンネル工事による事故や崩壊、自然災害の発生による建造物の倒壊、工業団地での危険工場による爆発火災、橋梁崩壊・事故、リニアカーにより事故等が、想定される。しかし、危険やリスクを伴い得るかような事業実施について、JICA は、これまで技術的な安全対策面からの対応でかなり高いレベルを維持してきた実績があり、これを環境社会面の配慮と交錯させるといった対応方法が可能かと思われる。やはり、SDG を掲げた GL の下では、かようなリスク面への配慮ニーズを否定できないものといえよう。</p>		

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		保安員リスクについては、これまでも、JICA は研修や訓練事業などを通じて、ソフト支援として既の実施してきた分野と考えるが、リスク管理の視点も含めた理解方法に枠組み変更すべきかどうかは、さらなる議論が必要かと考えられる。（コ）		
54	3P,4P	ESS4 が指摘する配慮項目については、項目の名称や表現方法を修正することにより、関連の影響範囲を明確化できたり、影響の広狭をも変更できたりとの利点がある一方、リスク面への評価手法の確立やスコーピング範囲の拡大が予想され、コスト増の可能性もある。（コ）	作本委員	ESS4 に記載ある多くの項目については、これまでも配慮の対象となっています。ご指摘の点を考慮に入れつつ、検討してまいりたいと考えます。
55	2P	個別項目で見ると、GL 上の「廃棄物」には、有害廃棄物の処理方法等も含めており、また、ESS4 の域外労働者の流入については、地域住民の治安や HIV の視点から、これまで GL 下で既に含めて議論してきた。コミュニティの構造物の安全性確保については、気象変化による影響等で、既に他の WG で論じているので、ここでは省略。（コ）	作本委員	ご指摘の通り、また上記回答 45 番で記載させていただいた通り、構造物の安全性確保については、環境社会配慮ガイドラインの枠組みではなく、計画策定・設計の一環として取り扱うことと整理しています。
56	1p.	世銀 ESS 1 で作成が求められる ESIA 報告書では、「プロジェクトライフを通じた、直接的、間接的、累積的なリスクと影響」を評価し、評価する必要があるとなっているが、この“プロジェクトライフ”とは、一般的には計画段階から工事完了後の運用の段階までととらえられよう。工事中および工事完了後の運用の段階におけるリスクと影響は評価されようが、計画段階や設計段階（土	谷本委員	構造物が及ぼす負の影響は一般的には建設段階が一番大きいので、それに注目されることが多いですが、下水処理場など供用時も一定の影響を与えるものは供用時の影響も踏まえて検討しています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		地収用や住民移転を除いて）におけるリスクと影響の把握はそれほど重要視されてこなかったのではないかと。JICAGLの改定にあたっては、このプロジェクトライフの捉え方（範囲など）を明確にする必要はあるのではないかと。（コ）		
57	3p. & 4p.	世銀 ESS 1 では、インフラ構造物の安全性の確保という項目において、気候変動も考慮をも考慮に入れ、周辺コミュニティの安全性も配慮した構造物の設計や建設を求めている。 ここで重要なことは、ハード面では“どこに”どのような位置・場所の視点であり、ソフト面ではハザードマップの作製・周知といった周辺コミュニティ住民の意識の向上に資する方策の導入といえる。 改定される JICAGL においても、ハードのみならずソフト面の充実が図られるような記載を求めたい。（コ）	谷本委員	コメントいただいた通り、ハード面に加えソフト面での安全性の確保も重要であると考えております。緊急事態が発生した場合のコミュニティへの衛生・安全配慮は、ODA 建設安全管理ガイダンス等に記載されます。
58	PPT3	有害廃棄物等の不適切管理や不法投棄等が環境汚染をもたらす要因となり国際的にも問題となっていることを鑑みると、有害廃棄物を適切に処理することは重要と思われます。このような問題に対処する方策について、有害廃棄物管理計画策定の有無を含めて、現状の GL の運用を一歩進めるための対応方法を検討することは有益ではないでしょうか。（コ）	林委員	上記 43 番の回答に記載させていただいた通り、現行の JICAGL でも必要な事業においては廃棄物管理に関する計画の検討が環境チェックリストにおいて求められています。
59	PPT3	「質の高いインフラ」を推進している我が国においては、緊急事態のリスクをあらかじめ適切に評価し、事業	林委員	緊急事態が発生した場合のコミュニティへの衛生・安全配慮は、ODA 建設安全管理ガイダンス等に記載されます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		を実施するという観点は非常に重要と思われます。ERPは、それを実現するための一つの方策であり、事前にリスクを評価しておくという観点では重要なアプローチの一つと思われます。GLの中が適切かどうかはわかりませんが、計画的に緊急時の対応を事前に行っていくという観点から実効性のある手法を検討してはどうでしょうか？（コ）		
60	PPT3	上述コメント（NO.59）同様に、質の高いインフラの実現のために、リスクを評価し、適切な安全対策を講じていく必要性が以前にもまして求められていると思われます。特にダムについては、この点が極めて重要と思われます。ESS4のダムに関するERPについては、安全サイドに立って物を考える上で重要な仕組みと考えられます。GLの中がよいのかどうかはわかりませんが、JICA事業の中で適切に対応するような仕組みを設けることは有益と思われます。（コ）	林委員	ダムなどの構造物の安全性配慮は、技術審査の一環として取り扱っておりますので、環境社会配慮の枠外で検討させていただきたいと考えております。
61	スライド2, 3	コミュニティヘルスは、コミュニティのふびとおよび労働者の健康に関する問題なので、衛生では狭すぎるのではないかと。（コ）	織田委員	特に衛生という用語にこだわりはありません。「健康」に置き換えて問題ないかと検討します。
62	スライド2, 3	ESS4では、プロジェクトによるコミュニティの健康と安全に関するリスクと影響を特定するよう借入国に求めるものである。特定に際して、年齢、社会的地位、ジェンダーの違いにより脆弱性が異なることに注意を喚起し	織田委員	ご指摘の点については、第5回包括的検討でも議論させていただいた通り、社会的弱者への配慮の一環として例示を見直した上で、事業毎に検討させていただきたいと考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ている。（GN5.2）これは重要な視点であり、GLでも特記すべきである。（コ）		
63	スライド 2, 3	<p>ESS4 GN5.3 では、流入労働者とコミュニティの人びとの間で生じうる健康と安全リスクに関し、ジェンダーに基づく暴力(GBV)や子どもに対する性的搾取や虐待(SEA)、感染症を例示している。このように健康課題にはGBVが含まれることに注意を喚起することは重要であり、JICAの改定GLにもこれらの言葉を含めるべきである。</p> <p>GBVを労働者の一時的流入により生ずる健康と安全リスクに含めることは、Managing the Risks of Adverse Impacts on Communities from Temporary Project Induced Labor Influxでも述べられている(p.2)。また、ここでは、セクシャルハラスメントをジェンダーに基づく暴力の一つとして挙げている。</p> <p>なお、ここでは男女間だけでなく性自認に基づく暴力にも言及されていることにも注意が必要である。これは今後、JICAのガイドラインにおいても性的指向や性自認に基づく多様なジェンダーへの配慮が無視できなくなることを示唆している。（コ）</p>	織田委員	ご指摘の点については、ESS4に限らず、vulnerable peopleに言及している各ESS（ESS1, 2, 5, 7, 10等）に関連する項目と考えられ、重要性を認識しています。ご指摘の点は既存の契約関係書類でも対応がなされていますが、引き続き有効な防止策を検討したいと考えます。
64	スライド 5	<p>現行のJICA GLでは、「HIV/AIDS等の感染症」とされている。性感染症(STDs)の一つとしてのHIV/AIDSのコミュニティの健康と安全へのリスクは無視できないものの、HIV/AIDSと、特定の感染症を例示することで、</p>	織田委員	コメントいただいたとおり、さまざまな健康と安全リスクの範囲は狭めないべきであると考えております。JICAガイドラインにおいても、HIV/AIDSは感染症の例示として挙げているにすぎず、それらに限定する意図のある記載をしてお

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ESS4 コミュニティの健康が提示しているさまざまな健康と安全リスクの範囲を狭めることを懸念する。 （コ）		りません。HIV/AIDS 以外の感染症についても、適切な対応がなされるよう必要に応じて相手国政府に申し入れてまいります。
65	P4	これまでも、自然災害や人災のリスクが考えられる事業においては、その都度、対策を講じる用に配慮がなされてきたと思われます。一方で、開発事業の計画段階で緊急事態を想定した ERP を考慮しておくことは、事業および事業が立地する地域の安全性とレジリエンスを確保する上で重要な対策であることは、災害の多い日本において広く共有される理解となってきていると考えます。今後は新しい GL の検討においては、ERP あるいはそれに類する自然災害、人災のリスク管理の手法について検討する必要があると考えます。加えて、インフラ等の設計においては、気候変動に関連した異常気象の適応について、必要な配慮を検討できる仕組みを考える必要があると思われます。（コ）	柴田委員	緊急事態が発生した場合のコミュニティへの衛生・安全配慮は、ODA 建設安全管理ガイドンス等に記載されます。また、構造物の安全性配慮は環境社会配慮の枠外で計画策定・設計の一環として取り扱う予定です。
66	p.2	現行の JICA GL では、地域コミュニティを対象とした緊急対応計画に関連した内容が含まれていないため、何らかの形で追記することを検討すること。（コ）	村山委員	ODA 建設安全管理ガイドンス等において対応が求められています。
67	p.2	国内では、有害物と危険物は定義が異なる場合があるので、用語の統一を検討した方がよい。（コ）	村山委員	ご指摘に基づき、該当ページでは「有害物」に統一します。
68	p.2	JICA GL において、地域コミュニティの安全衛生面を管理する保安員（Security Personnel）の位置づけを明確する必要性について検討すること。（コ）	村山委員	地域コミュニティの安全衛生面については、JICA と相手国／実施機関が合意する契約一般条項(GTC)において実施機関に、また、契約約款(GC)においてコントラクターに求められています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
69	p.3	JICA GLにおいて、インフラ構造物の安全性については、周辺コミュニティへの影響とともに、気候変動への適応に対する配慮の追記を検討すること。（コ）	村山委員	緊急事態が発生した場合のコミュニティへの衛生・安全配慮は、ODA 建設安全管理ガイダンス等に記載される予定です。また、構造物の安全性配慮は環境社会配慮の枠外で計画策定・設計の一環として取り扱う予定です。
70	p.4	ESS4 では生態系サービス（Ecosystem services）への影響にも言及されているため、JICA GL での扱いを検討すること。（コ）	村山委員	ESS 4 において事業が生態系サービスへの影響を与えることによる衛生と安全に係る負の影響についての記載は以下の通りです。この点については、第 7 回包括的検討のテーマと関係するため、この枠組みで議論させていただきたいと思いません。 14. The project' s direct impacts on ecosystem services may result in adverse health and safety risks